

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20251015	岩手県北自動車株式会社 (法人番号 2400001005014) 代表者鈴木拓	岩手県盛岡市厨川1丁目17番18号	八戸営業所	青森県八戸市大字是川字二ツ屋6番79	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年9月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。